

「令和8年度 日本磁器産業発祥の地・ARITA 文化資源の記録化・ストーリー化事業」  
委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度 日本磁器産業発祥の地・ARITA 文化資源の記録化・ストーリー化構築事業

2 目的

佐賀県では、「世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト」において、日本磁器産業の発祥地・有田を起点に佐賀県の陶磁器文化をストーリーで繋ぐ文化体感ルートを創出し、佐賀県を、欧米を中心とした文化関心層が目指す地とするプロジェクトを進めている。

有田には、400年を超える有田焼の歴史があり、泉山磁石場、内山地区の街並み、九州陶磁文化館、職人の技と精神性など、世界に誇る「文化資源」が点在しているが、それらが有機的に結びついておらず、観光客にとって「どこをどう巡ればいいのか」が分かりづらい状況となっている。

こうした背景を踏まえ、本事業では、有田を中心とした県内の陶磁器産地（唐津・伊万里・武雄・嬉野）の文化資源を、画像・テキスト等の素材で体系的にアーカイブ化し、ストーリーでつなぐことで、まち全体をいわば「生きたミュージアム」として体験・周遊できるような基盤を構築することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月16日（火曜日）まで

4. 業務項目

- (1) アーカイブデータの作成準備
- (2) アーカイブデータの作成①（写真・解説文制作） ※150～200件程度を想定
- (3) アーカイブデータの作成②（映像制作） ※10～20件程度を想定
- (4) アーカイブデータの体系化（分類・情報整理）
- (5) デジタル閲覧基盤の設計・構築（コンテンツ閲覧、地図表示、基本的な利用状況の計測機能を含む）

[参考:現時点の想定]

アーカイブは、エリアやテーマ等で10～20程度の章・カテゴリに分類され（例\_「内山地区」「九州陶磁文化館」「観光」等）、各章・カテゴリに平均10～20件の文化資源データが存在するイメージ（例\_「陶山神社」「トンバイ堀」「柴田夫妻コレクション」「CAFÉ USEUM ARITA」「有田陶器市」等）。

また、有田を中心とした文化資源としつつも、唐津、伊万里、武雄、嬉野の文化資源も含めるものとする。

なお、これらの分類や構成は固定的なものではなく、デジタル閲覧基盤の構築方針を踏まえて総合的に検討するものとし、具体的な分類方法及び構成については、事業目的との整合性、来訪者にとってのわかりやすさ、今後の運用、拡張性等を確保したうえで提案すること。

## 5. 業務内容

本業務で整備するアーカイブデータの作成及びデジタル閲覧基盤の構築は、来訪者向け周遊 Web アプリケーション、ホームページや SNS、地図サービス（GoogleMap 等）、印刷物等への活用をはじめ、多言語ガイドやコンシェルジュの人材育成に係る研修素材、九州陶磁文化館の改修で設置予定のデジタルサイネージとの連携など多用途での活用を想定していることから、汎用性の高い形式とすること。また、多言語対応や次年度以降の活用・拡張にも配慮し、継続的な追加及び運用しやすい形式で整理・保存すること。なお、地域コーディネーターとの連携を必須とし、必要に応じて関係者間で会議を開催すること。

### (1) アーカイブデータの作成準備

- ・地域コーディネーターや専門家等と連携して、有田及び県内の陶磁器産地に存在する文化資源をリストアップし、それらにまつわるアーカイブデータを確認する。
- ・リストアップした文化資源の優先順位を決め、アーカイブデータ作成に必要な準備を行う。
- ・有田の窯元や作家、地域のキーマン等をリストアップし、インタビュー対象を選定する。

### (2) アーカイブデータの作成①（写真・解説文制作）

- ・選定した文化資源ごとに撮影を行う。（1 資源あたり 3 カット程度）
- ・文化資源ごとに、来訪者の理解及び関心を促す解説文を作成する。
- ・解説文の言語は、日本語及び英語を基本とする。ただし、AI 等を活用した多言語対応を行う場合は、その方法を提案に含めることができるものとするが、文字の表現は県の指定する用語集等を参考にするとともに、専門家等の意見を踏まえて反映する。

### (3) アーカイブデータの作成②（映像制作）

- ・選定した対象のインタビュー映像を撮影する。
- ・撮影データをインタビュー 1 件あたり 3 分程度に編集し、英文字幕を添える。
- ・映像は、来訪者の理解を深める補助コンテンツとして、事前学習、現地体験及び事後振り返りで活用できる構成とする。
- ・字幕は、映像ファイルとは別に納品することとし、字幕言語は日本語及び英語を基本とする。

### (4) アーカイブデータの体系化（分類・メタデータ設計）・文化資源データを、エリア、テーマ、時代等の観点を踏まえ、デジタル閲覧基盤の構築と整合した形で体系化する。

- ・文化資源ごとに必要なメタデータ項目を整理し、継続的な活用及び拡張が可能なデータ構造を設計する。
- ・分類及びメタデータ設計に当たっては、将来的な検索、多言語対応、AI 活用等を見据える。

### (5) デジタル閲覧基盤の設計・構築（コンテンツ閲覧、地図表示、基本的な利用状況の計測機能を含む）

- ・整備したアーカイブデータを一体的に閲覧できる Web アプリケーションを構築し、九州陶磁文化館のサイネージ及びスマートフォンで利用可能（実証実験レベル）な形で提供する。なお、Web アプリケーションは新規開発あるいは既存サービスのどちらを活用しても構わないものとする。
- ・Web アプリケーションは、来訪者の行動や利用状況に応じてコンテンツを提供し、ルート提案等による周遊を促す構成とする。

- ・利用状況の把握が可能であり、アーカイブデータの活用および来訪者体験の検証に資する設計とするとともに、本事業の目的達成に必要な機能を備えるものとし、その妥当性を説明できるものとする。

#### 6. 完了報告および成果物の提出について

事業完了後、下記の内容について令和9年3月16日（火曜日）までに発注者に提出すること。

- (1) 実績報告書（紙媒体2部、電子ファイル一式）
- (2) 会議資料、議事録 一式
- (3) アーカイブデータ一式（文化資源データ、映像データ、音声データ等の元データ及び編集済みデータを含む） 一式
- (4) デジタル閲覧基盤の提供環境一式（設定情報、操作手順等を含む） 一式
- (5) 運用関連資料（管理マニュアル、アカウント情報等） 一式
- (6) データ設計関連資料（データスキーマ定義書、メディアデータ管理台帳等） 一式

※成果物は、その用途、重要度及び性質に応じて、電子媒体（USBメモリ又は外付けHDD）による納品とする。

※納品方法の具体的な区分及び手段については、発注者と協議の上決定する。

#### 6. その他留意事項

- ・本事業は佐賀県及び有田町が共同して実施する事業であり、本仕様書内の業務分担については最優秀提案者決定後に、佐賀県及び有田町、最優秀提案者で協議を行い決定するものとする。なお、業務分担に伴い、本仕様書を分割することとし、それぞれと契約を締結することとする。
- ・本事業は、文化庁補助金「令和8年度 本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業（ACEプログラム）」を活用するため、当該事業事務局との面談や指示、精算にかかる証拠書類の提出等、本仕様書に定めがない事項等も含め、適切に対応すること。

※参照：「令和8年度 本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業（ACEプログラム）」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/94323802.html>

特に、公募要領中 P.4「II 補助事業の対象範囲 2 各費目における単価上限、補助対象外経費等」について目を通しておくこと。

- ・本事業は、今年度実施する九州陶磁文化館のエントランスロビー改修に伴うコンシェルジュ機能の付加等と連携する必要があることから、その際は別途適切に対応すること。また、本事業ではWebアプリケーションは実証実験レベルまでと位置付けているが、上記九州陶磁文化館の事業において、R9年度から本格運用できるレベルまで引き上げることを想定しているため、それも踏まえて制度設計等を進めていくこと。
- ・提案にあたっては、事業実施の翌年度以降に想定されるランニングコスト等を積算して提示するとともに、翌年度以降にアーカイブデータの拡大を行う場合の更新に係るコスト及びそれに伴うランニングコストを参考として想定額を示すこと。
- ・委託業務の実施にあたっては、発注者と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る発注者からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

- ・事業実施に関わる協議を行った場合は、受託者が都度速やかに議事録を作成し、発注者へ提出すること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。
- ・事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・本事業にかかる支払は、全て事業期間内に完了すること。
- ・本事業に関係する帳簿及び証拠書類について、事業の終了する日が属する年度終了後5年間（令和14年3月31日まで）は、発注者からの求めに応じ、いつでも閲覧に供せるよう適切に保存しておくこと。

## 8. 本業務委託の業務遂行体制等

### (1) 体制及び要員に関する要件

#### ① プロジェクト体制

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

#### ② 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ佐賀県及び有田町と合意すること。

### (2) 打合せ・報告に関する要件

- ・受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、発注者との打合せ・報告等を主体的に行うこと。
- ・発注者との突発的な打合せが発生した場合でも、対面またはWeb等による打合せを速やかに実施できる体制を整えること。

## 9. 本業務委託の委託料の支払

原則完了払とするが、受託者が委託事業完了前に必要な経費を受けようとするとき、発注者が必要と認める場合には、委託料を前金払により支払う。

## 10. 本業務委託にかかる問い合わせ先および提出先

佐賀県 地域交流部 文化・観光局 観光課 グローバル文化観光推進担当 伏原 岩根

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

TEL : 0952-25-7386 FAX : 0952-25-7304

MAIL : [kankou@pref.saga.lg.jp](mailto:kankou@pref.saga.lg.jp)